

令和7年度山形県ものづくりスタートアップ支援事業費補助金 募集要領

1 目的

本事業は、山形県のものづくり産業を牽引する中核的ビジネスの担い手となるスタートアップ（※）を支援するため、創業及び事業化に係る経費について補助金を交付するものです。

※ 令和5年3月1日から令和8年2月 28 日までに創業した又は創業する者であって、ものづくり産業における新たなビジネスアイデアで新市場の開拓や高成長を目指す中小企業者。下記2(1)の補助対象事業を参照。

2 補助事業の概要

(1) 補助対象事業

次の事業を補助対象事業とします。

区分	内容
1 事業立上げ型	令和7年3月1日から令和8年2月 28 日までに創業した又は創業するスタートアップが、山形県の中核的ビジネスの創出につながる、ものづくり産業における新たなビジネスアイデアに基づき創業に取り組むもの
2 事業化促進	
(1)一般型	令和5年3月1日から令和8年2月 28 日までに創業した又は創業するスタートアップが、山形県の中核的ビジネスの創出につながる、ものづくり産業における新たなビジネスアイデアの事業化に取り組むもの
(2)大規模事業型	令和5年3月1日から令和8年2月 28 日までに創業した又は創業するスタートアップであって、山形県の中核的ビジネスの創出につながる、ものづくり産業における新たなビジネスアイデアの事業化に取り組むものであって、その規模が大きく以下の成果が見込まれるもの ①5年以内に常勤の従業員を5人以上雇用 ②5年以内に売上50,000千円を計上

区分1は創業1年目の企業の創業期の立上げ経費を支援するもの、区分2は創業1～3年目の企業の事業化を促進するための経費を支援するものです。

創業1年目の場合、区分1、2の双方に応募することも可能ですが、区分2の審査では、創業年に事業が一定程度進捗し、本補助金を活用することで更に事業が加速するかという点を審査します。

「令和5年度山形県スタートアップ（創業）支援事業費補助金」及び「令和6年度ものづくりスタートアップ支援事業費補助金」において交付を受けた場合も応募可能です（区分2に該当する事業化促進の一般型及び大規模事業型での交付は1スタートアップにつき累計2回まで）。

なお、当補助金における「ものづくり産業」とは、ものづくり技術を主に利用して行う事業が属する業種であって、製造業又は機械修理業、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業その他の工業製品の設計、製造若しくは修理と密接に関連する事業活動を行う業種の産業、その他、情報通信業におけるAIやIoT等のものづくり技術と関連する事業の活動を指します。

補助事業の採択にあたっては、応募書類の内容及びプレゼンテーションにより「ものづくり産業」に該当するかどうかを判断します。

(2) 補助対象経費

次に掲げる経費で、事業の遂行に必要なものを対象経費として認めます。

区分	補助対象経費				
1 事業立上げ型	・市場調査費（委託費及び専門書購入費） ・専門家費用（謝金、旅費及び委託費） ・評価、実証試験、試作品製作に要する費用（試験委託費、材料費及び製作委託費） ・広告宣伝費（HP作成費用及びパンフレット作製費用） ・工事費 ・機械装置、工具、器具購入費 ・備品等購入費 ・リース料、事務所等賃借料 ・光熱水費、通信費 ・従業員の人件費				
2 事業化促進	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="181 1128 448 1547">(1)一般型</td><td data-bbox="448 1128 1453 1547"> ・専門家費用（謝金、旅費及び委託費） ・評価、実証試験、試作品製作に要する費用（試験委託費、材料費及び製作委託費） ・広告宣伝費（HP作成費用及びパンフレット作製費用） ・知的財産権関連経費 ・展示会出展費用（出展料、旅費、出展ブース施工費用、出展ブース装飾費用、出展ブーススタッフの人件費及び資料等配送費用） ・認証取得関係経費 ・リース料、事務所等賃借料 ・光熱水費、通信費 ・従業員の人件費 </td></tr> <tr> <td data-bbox="181 1547 448 2074">(2)大規模事業型</td><td data-bbox="448 1547 1453 2074"> ・専門家費用（謝金、旅費及び委託費） ・評価、実証試験、試作品製作に要する費用（試験委託費、材料費及び製作委託費） ・広告宣伝費（HP作成費用及びパンフレット作製費用） ・工事費 ・機械装置、工具、器具購入費 ・備品等購入費 ・知的財産権関連経費 ・展示会出展費用（出展料、旅費、出展ブース施工費用、出展ブース装飾費用、出展ブーススタッフの人件費及び資料等配送費用） ・認証取得関係経費 ・リース料、事務所等賃借料 ・光熱水費、通信費 ・従業員の人件費 </td></tr> </table>	(1)一般型	・専門家費用（謝金、旅費及び委託費） ・評価、実証試験、試作品製作に要する費用（試験委託費、材料費及び製作委託費） ・広告宣伝費（HP作成費用及びパンフレット作製費用） ・知的財産権関連経費 ・展示会出展費用（出展料、旅費、出展ブース施工費用、出展ブース装飾費用、出展ブーススタッフの人件費及び資料等配送費用） ・認証取得関係経費 ・リース料、事務所等賃借料 ・光熱水費、通信費 ・従業員の人件費	(2)大規模事業型	・専門家費用（謝金、旅費及び委託費） ・評価、実証試験、試作品製作に要する費用（試験委託費、材料費及び製作委託費） ・広告宣伝費（HP作成費用及びパンフレット作製費用） ・工事費 ・機械装置、工具、器具購入費 ・備品等購入費 ・知的財産権関連経費 ・展示会出展費用（出展料、旅費、出展ブース施工費用、出展ブース装飾費用、出展ブーススタッフの人件費及び資料等配送費用） ・認証取得関係経費 ・リース料、事務所等賃借料 ・光熱水費、通信費 ・従業員の人件費
(1)一般型	・専門家費用（謝金、旅費及び委託費） ・評価、実証試験、試作品製作に要する費用（試験委託費、材料費及び製作委託費） ・広告宣伝費（HP作成費用及びパンフレット作製費用） ・知的財産権関連経費 ・展示会出展費用（出展料、旅費、出展ブース施工費用、出展ブース装飾費用、出展ブーススタッフの人件費及び資料等配送費用） ・認証取得関係経費 ・リース料、事務所等賃借料 ・光熱水費、通信費 ・従業員の人件費				
(2)大規模事業型	・専門家費用（謝金、旅費及び委託費） ・評価、実証試験、試作品製作に要する費用（試験委託費、材料費及び製作委託費） ・広告宣伝費（HP作成費用及びパンフレット作製費用） ・工事費 ・機械装置、工具、器具購入費 ・備品等購入費 ・知的財産権関連経費 ・展示会出展費用（出展料、旅費、出展ブース施工費用、出展ブース装飾費用、出展ブーススタッフの人件費及び資料等配送費用） ・認証取得関係経費 ・リース料、事務所等賃借料 ・光熱水費、通信費 ・従業員の人件費				

- ※1 区分1及び2の双方で補助事業を行う場合、補助対象経費をいずれかの区分に明確に仕分けること。
- ※2 補助対象経費のうち、工事費は1件あたり500,000円未満とする。また、機械装置・工具・器具及び備品等購入費の合計は、区分1については500,000円、区分2の(2)大規模事業型については2,000,000円を上限とする。
- ※3 知的財産権関連経費は、特許庁に納付する出願料や審査請求手数料、特許料等を除く。
- ※4 上記のほか、次に掲げる経費を含めないものとする。
- ・グリーン車、ビジネスクラス等交通機関の上級な座席に係る料金
 - ・補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額（旅費等の内税を含む）
 - ・収入印紙代及び振込に係る手数料
 - ・行政機関等からの他の補助金等を充当する経費

(3) 補助率・上限額

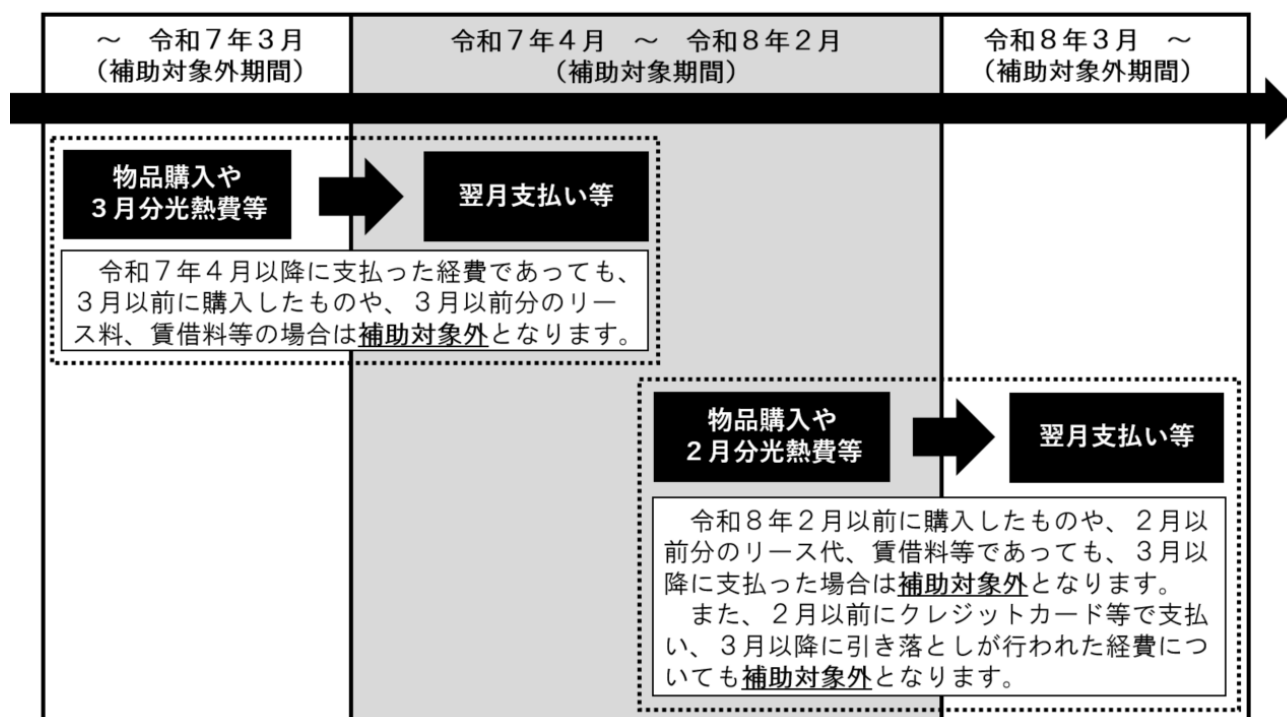
区分	補助率	上限額
1 事業立上げ型	2分の1	150 万円
2 事業化促進		
(1) 一般型	2分の1	100 万円
(2) 大規模事業型	2分の1	200 万円

(4) 補助対象期間

令和7年4月1日から令和8年2月28日まで

- ※ 上記の補助対象期間内に要した経費かつ支払いまで完了したものを補助対象とします。
クレジットカード支払い（キャッシュレス決済でクレジットカードを連携させている場合も同様）の場合は、補助対象期間内にその引き落としまでが完了している必要がありますので、支払い時期にご注意ください。

（参考）補助対象外となるケース



3 応募資格要件

(1) 応募資格

次に掲げる要件を満たしている必要があります。

- ① 県内において、補助対象事業を行うスタートアップであること。
- ② 区分1は令和7年3月1日から令和8年2月28日までに、区分2は令和5年3月1日から令和8年2月28日までに創業（株式会社等の設立の登記を行うこと）した又は創業する者であること。
- ③ スタートアップの登記上の所在地が県内にあること。
- ④ スタートアップの主たる事業拠点が県内にあること。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- ⑥ 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑦ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のないものを除く。）。
- ⑧ 厚生労働省が実施している雇用関係助成金について、不正受給をしてから3年を経過しない事業主又は交付申請日以後交付決定の日までの間に不正受給をした事業主でないこと。
- ⑨ 労働保険料を滞納していないこと（令和5年度の労働保険料を滞納していないこと。）。
- ⑩ 応募申請日の前日から過去1年間に労働関係法令の違反を行っていない事業主であること。
- ⑪ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- ⑬ 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。

(2) 欠格事項

提出された応募書類が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① 審査の過程において、応募資格を満たさないことが明らかな場合
- ② 提出書類に虚偽があった場合
- ③ 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ④ その他不正行為があった場合

4 応募手続きについて

(1) 募集期間

令和7年7月1日（火）～令和7年8月8日（金）まで

審査の結果、交付予定額が予算額に満たない場合は再度募集することがあります。

(2) 応募書類

- ① 応募申請書（様式1）
 - ② 事業計画書（様式2）
 - ③ 補助金所要額調書（様式3）
 - ④ 定款の写し（※）
 - ⑤ 現在事項全部証明書の写し（※）
 - ⑥ 会社概要がわかるパンフレット等の資料（※）
- ※④～⑥については、法人設立済の場合のみ提出。

(3) 提出先及び提出方法

提出書類に必要事項を記載のうえ、「8 問い合わせ・提出先」に記載の提出先に提出ください。

提出は電子メール、郵送又は持参とします。郵送又は持参の際は、8部（正本1部、副本7部）提出してください。募集期間最終日の午後5時15分まで到着したものを有効とします。持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日とします。

5 選考方法

別に設置する審査会において審査を行い、予算の範囲内で事業の採択を決定します。

(1) 選考方法

審査会にて、応募者によるプレゼンテーションを実施し、応募書類とプレゼンテーションの内容を審査したうえで決定します。

また、応募者多数の場合には、書面による事前審査を行ったうえで、審査会でプレゼンテーションを行う応募者を選定する場合があります。

なお、審査結果に対する異議は一切受け付けません。

〔日程〕 令和7年8月下旬～9月上旬（予定）

〔形式〕 対面（場所：山形市内）又はオンライン

(2) 審査基準

次の審査項目について審査を行い、特に、本県のものづくり産業を牽引する中核的ビジネスへつながるか、「事業規模、将来的な雇用創出」を重視します。

加えて、区分2の審査では、事業が一定程度進捗し、本補助金を活用することで更に事業が加速するかという点を審査します。

- ①事業の必要性 ②事業の市場規模 ③事業の成長性
- ④地域課題や地域のものづくり産業への波及効果
- ⑤雇用の創出 ⑥事業実施体制 ⑦資金調達手法や見通し

なお、審査項目についての審査に加え、令和4年度まで開催した「やまがたビジネスプランコンテスト」で表彰された方・企業が、その事業化に関する内容で応募した場合は加点を行います（最優秀賞5点、イノベーション賞3点、フューチャー賞3点、アントレプレナーシップ賞3点）。また、「令和5年度ものづくりスタートアップ伴走支援事業」及び「令和6年度ものづくりスタートアップ伴走支援事業」で支援対象として選定された方・企業（支援プログラムを完走した方・企業に限る）がその事業化に関する内容で応募した場合は加点も行います（5点）。

(3) 結果の通知

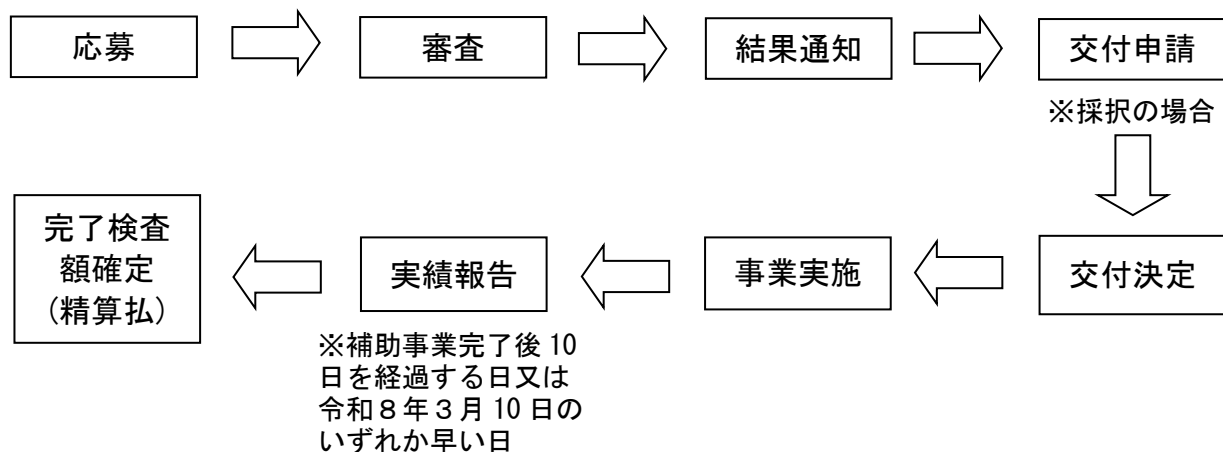
審査結果は文書で通知します。なお、採択された応募者には、別に定める補助金交付要綱に基づき補助金交付申請書を提出していただき、補助金の交付決定を行います。

(4) 採択予定数

- ① 事業立上げ型 3件程度
- ② 事業化促進
 - (i)一般型 1件程度
 - (ii)大規模型 1件程度

※審査結果により各区分の採択件数は変動します。

6 補助事業の流れ



7 その他留意事項

- (1) 提出された書類は、原則としてお返ししませんので御注意ください。
また、提出された書類は、審査会等における事務手続きにおいて、複製して使用しますので、ご了承ください。
- (2) 令和 8 年 2 月 28 日までに法人設立できなかった場合は、補助事業者の要件を満たさないことになりますので、交付決定を取り消します。
- (3) この補助金は内閣府の交付金（新しい地方経済・生活環境創生交付金）を活用したものです。補助金の交付を受けた事業主の方は会計検査院による会計検査の対象となる場合がありますので、当該補助事業に係る経理を他の事業と明確に区分し、関係書類を令和 8 年度から 5 年間保管してください。会計検査の対象となった場合には、関係書類の提出等に御協力いただきます。
- (4) この補助金に採択された場合、補助事業の概要、企業名、代表者名、所在地をホームページ等により公表することがありますので、御了承ください。
- (5) 事業終了後、事業の成果等を確認するため、アンケート調査等をお願いすることがあります。また、当事業の県内外への発信のため、事業成果の発表、事例集等への御協力をお願いする場合がありますので、御了承ください。

8 問い合わせ・提出先

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目 8 番 1 号
山形県産業労働部産業技術イノベーション課 ものづくりイノベーション担当
電話 023-630-2137 FAX 023-630-2695
E-mail ysaninno*pref.yamagata.jp (*を@に変えてください)